

令和3年度 障がい者虐待防止・権利擁護研修 募集要項

<障がい福祉サービス事業所等コース>

1. 目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」に基づき、障がい福祉サービス事業所等において、障がい者虐待の防止に関する基礎知識や障がい者の権利擁護に関する意識啓発、障がい者虐待の防止のための組織・運営体制の整備について、理解を深めるための研修。

※本研修は必須研修ではありません。本研修の内容を、事業所内での虐待防止の措置や研修等の実施に活用いただくことを目的としています。

2. 対象者

大阪府内の障がい福祉サービス事業所及び障がい児通所支援事業所の管理者、もしくは、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）等、研修内容を事業所内職員に伝達・周知できる方。

※本研修は、できるだけ管理者の方の受講をお願いしておりますが、事業所内に周知いただける方であれば管理職以外の職員の方も受講いただけます。

※大阪府外の事業所の方は受講いただくことができません。

3. 研修日程と実施方法

①講義：動画配信（YouTube） 令和3年12月1日（水）～令和4年1月7日（金）

②演習：オンライン会議システム（Zoom）

令和3年12月21日（火）、12月23日（木）、令和4年1月12日（水）、1月14日（金）のうちのいずれか

③理解度チェック 令和3年12月1日（水）～令和4年1月21日（金）

※講義動画はYouTubeの大阪府公式アカウントから配信予定です。

※講義動画は限定公開となりますので、受講決定された方へのみ、動画視聴のためのURLを送付します。申込み無くご視聴いただくことはできません。

※講義を視聴したうえで、事務局が指定する日にオンライン会議システム（Zoom）を活用し、演習（グループワーク）を実施します。

※演習は1コマ約130分の予定です。演習の受講日は、調整のうえ事務局から通知します。

4. 受講定員

①講義及び③理解度チェック：定員なし

②演習：200名

※①については1事業所あたり1名でお申込みいただきますが、その後、事業所内で動画・資料の共有や伝達研修等を実施していただきますようお願いいたします。

※②演習はこれまでに受講したことがない事業所の方が優先となります。抽選となり、講義のみの受講となることがあります。

※同一法人からの申込が多い場合、人数を制限させていただく場合があります。

5. 受講費用

無料

※ただし、インターネット等の通信料や研修で使用する資料の印刷代等、受講にかかる費用は
受講者のみなさまの負担になります。

※動画の容量が大きく視聴時間が長いいため、インターネット接続は、固定回線や通信容量無制限のWi-Fi環境をご利用いただくことをおすすめします。

6. 研修内容（※内容や表題は今後変更になる可能性があります）

	内容（予定）	時間
①講義 動画配信（YouTube） 令和3年12月1日（水）～令和4年1月7日（金） の期間内にご視聴ください。 ※限定公開となりますので、受講決定された方 のみ動画視聴URLを送付します。	「大阪府における障がい者虐待の対応状況」	20分
	「障害者虐待防止法の理解」	60分
	「家族の思い」	30分
	「障がい者の権利擁護」	60分
	「障がい者福祉施設におけるメンタルヘルスの取り組み」	30分
	「アンガーマネジメント」	30分
	「施設管理者の責務と虐待防止委員会」	45分
	「事業所における虐待防止の取り組み事例①」	45分
	「事業所における虐待防止の取り組み事例②」	45分
②演習 オンライン会議システム（Zoom）	「虐待の芽の気づき」	130分
	「管理者としての対応（通報義務）」	
	「未然防止策・再発防止策について」	

※①のみ、もしくは①②受講後に、③「理解度チェック」を実施していただきます。

7. 演習受講に当たっての留意事項

・演習受講者は事務局の指定する日程に以下の機材等を準備してください。

①マイクとカメラ機能を有し、Zoomが利用可能なパソコン

※スマートフォンでは画面が確認しづらく、操作方法も一部異なる点があるため、ウェブカメラ、ヘッドセット等を利用したパソコンでのご参加を推奨します。

②インターネットが利用できる環境（オンライン会議システムを利用できる状態であること）

※演習ではZoomのブレイクアウトルームの機能を使用します。利用方法等詳細は追って事務局よりご連絡します。

8. 受講申込方法

インターネット申込みによりお申込みください。

※FAXやメール、郵送での申込みは受け付けていません。

※受付期間を過ぎると申込み用URLが無効になります。入力項目が多数ございますので、時間に余裕をもってお申込みくださいますようお願いいたします。

<受付期間>

令和3年10月4日（月）10:00から10月22日（金）23:59まで

【申込み方法】

- ・大阪府ホームページの「インターネット申請・申込みサービス」から申込みができます。「大阪府権利擁護研修」で検索してください。もしくは下記URL又はQRコードからアクセスしてください。
- ・演習については、ご希望の日程をご入力ください。研修運営の都合上、ご希望に沿えないことがありますので、ご了承ください。
- ・演習受講を希望されない場合は、講義受講のみの欄にチェックを入れてください。
- ・演習に参加する際のパソコンで受信可能なメールアドレスを入力して申込みください。
- ・申込み完了後、自動返信メールがシステムメールアドレスから届きます。
送信元アドレス (information@shinsei.pref.osaka.jp) からのメールを受け取れるよう設定の上、お申込みください。また、ご自身のメールアドレスの入力間違いには十分ご注意ください。

<大阪府ホームページ「令和3年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」>

URL

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/kenriyougokenshu.html>

QRコード



9. 申込み後から受講までの流れ（※現時点の予定のため、前後する可能性があります。）

●11月下旬頃

講義・演習動画視聴用URL等のメール送付や、ダウンロード用研修資料の公開、任意の接続テスト等を順次行います。

ご自身で研修資料をご準備いただき、講義動画及び理解度チェックの受講を行ってください。

なお、メール送信は以下のいずれかのメールアドレスから行いますので、予め受け取れるよう設定の上でお待ちくださいますようお願いいたします。

送信元メールアドレス：syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

または：OtoiawaseCenter@sbox.pref.osaka.lg.jp

●～翌年1月頃まで

研修の受講修了後、出席票兼アンケートの回答・提出にご協力ください。

出席票兼アンケートは講義動画のURLとあわせてメールにて送付予定です。

10. 個人情報の保護

本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な情報として用いることとし、それ以外の目的には使用いたしません。

11. その他

- ・本研修は、資格研修及び必須の研修ではありません。修了証書の交付はありません。
- ・本要項上の対象者とならない方からのお申込みがあった場合は、申込み完了後であっても受講をキャンセルさせていただきますのでご了承ください。
- ・事前に研修方法の変更や延期・中止が決定した場合など、各種お知らせは、大阪府ホームページ

「令和3年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」内に掲載します。

12. 受講問合せ

○研修の申込に関すること

府民お問合せセンター(ピピっとライン)

電話 06-6910-8001

平日 午前9時～午後6時、土日祝日を除く

○研修の内容に関すること

大阪府福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課 権利擁護グループ（担当：山本、廣原）

電話 06-6944-6271

平日 午前9時～午後6時、土日祝日を除く

※事務局では、視聴環境を整えるための技術的な問合せ（インターネット、パソコン等の設定操作等）はお受けできません。